

社会福祉法人白河市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等諸制度について積極的に周知を図ります。

〈対策〉

実施時期 令和6年4月～

- ・育児休業等諸制度に関するパンフレットの回覧や各事業管理者会議等での周知
- ・育児・介護休業法に関係する本会諸規程の点検確認及び整備
- ・育児休業等諸制度に係る法改正の情報収集や本会諸規程の改正

目標2：年次有給休暇の取得促進（各系の年間取得平均を10日以上）。

〈対策〉

実施時期 令和6年4月～

- ・年5日の年次有給休暇の確実な取得についての周知の継続
- ・年次有給休暇取得日数調べの継続
- ・各事業管理者会議等において年次有給休暇の取得を促す

目標3：所定外労働の削減（ノー残業デーの実施）

〈対策〉

実施時期 令和6年4月～

- ・ノー残業デーについて改めて周知を図る
- ・ノー残業デーの実施状況把握
- ・問題点を整理しノー残業デーの追加等の検討